

静岡県公立大学法人評価委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年7月28日

静岡県知事 川勝平太

#### 静岡県条例第40号

静岡県公立大学法人評価委員会条例の一部を改正する条例

静岡県公立大学法人評価委員会条例（平成18年静岡県条例第29号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この条例は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第11条第4項の規定に基づき、静岡県公立大学法人評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び委員その他の職員その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この条例は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第11条第4項の規定に基づき、<u>静岡県公立大学法人及び公立大学法人静岡文化芸術大学の業務の実績に関する評価等を行う静岡県公立大学法人評価委員会</u>（以下「委員会」という。）の組織及び委員その他の職員その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。